

知多北部広域連合職員の条件付採用の期間の延長に関する規則

(令和2年3月5日 規則第3号)

(趣旨)

第1条 この規則は、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)

第22条(法第22条の2第7項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)に基づき、職員の条件付採用の期間の延長に関し必要な事項を定めるものとする。

(条件付採用の期間の延長)

第2条 任命権者は、職員が条件付採用の期間の6月間において実際に勤務した日数が90日に満たない場合には、その日数が90日に達するまでその職員の条件付採用の期間を延長するものとする。ただし、条件付採用の期間は、条件付採用の期間の開始後1年を超えないものとする。

2 法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「6月間」とあるのは「1月間」と、「90日」とあるのは「15日」と、同項ただし書中「条件付採用の期間の開始後1年」とあるのは「当該職員の任期」とする。

(委任)

第3条 この規則の施行について必要な事項は、広域連合長が定める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。